

第45期定時株主総会および普通株主様による
種類株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

個 別 注 記 表

連 結 注 記 表

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

株 式 会 社 **みちのく銀行**

「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第20条の規定に基づき、当行ホームページ(<http://www.michinokubank.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

第45期 (平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月 31日まで) 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～8年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当

する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、平成22年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、平成23年事業年度から直接減額を行っておりません。当事業年度末における平成22年事業年度までの当該直接減額した額の残高は2,562百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成27年4月14日）に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10. 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

追加情報

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

（取締役及び執行役員に対する株式給付信託（BBT）導入）

当行は、平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会決議に基づき、平成28年9月16日より、当行の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）の報酬と当行の業績及び株式

価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、従来のストック・オプション制度を廃止し、取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度〔株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））〕（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

当事業年度における本制度の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E□）が、当行株式5,073千株を取得しております。信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当事業年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,027百万円、及び5,073千株であります。

（退職給付信託の全部返還）

当行は、年金財政健全化のため退職給付信託を設定しておりましたが、年金資産が退職給付債務に対して積立超過の状況にあり、その状況が継続することが見込まれることから、退職給付信託の全てについて返還を受けました。

これに伴い、当事業年度において、退職給付信託返還益672百万円を特別利益に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権額は864百万円、延滞債権額は20,255百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は830百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,950百万円であります。なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,379百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 31,578百万円

その他の資産 31百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,835百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券9,358百万円及びその他の資産3,500百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金302百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、266,079百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が253,810百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額

2,325百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

17,729百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

2,473百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,992百万円であります。

12. 取締役及び取締役監査等委員との間の取引による取締役及び取締役監査等委員に対する金銭債権総額 6百万円

13. 関係会社に対する金銭債権総額

16,653百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額

8,672百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額

66百万円

役務取引等に係る収益総額

31百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額

21百万円

その他の取引に係る収益総額

一百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額

7百万円

役務取引等に係る費用総額

11百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額

一百万円

その他の取引に係る費用総額

251百万円

2. 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額149百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額（百万円）
青森県内	営業用店舗・遊休資産等	土地・建物等	149

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	7,898	5,114	6,603	6,409	(注) 1、2
A種優先株式	—	—	—	—	
合計	7,898	5,114	6,603	6,409	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当事業年度末株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する株式5,073千株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------------|---------|
| 株式給付信託 (BBT) の当行株式取得による増加 | 5,073千株 |
| うち当行の自己株式処分の引き受けによる増加 | 2,039千株 |
| うち取引市場での取得による増加 | 3,034千株 |
| 単元未満株式の買受による増加 | 41千株 |
- 普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-------------------------------------|---------|
| 公募増資に伴う第三者割当による自己株式の処分による減少 | 4,560千株 |
| 株式給付信託 (BBT) への第三者割当による自己株式の処分による減少 | 2,039千株 |
| 単元未満株式の買増による減少 | 4千株 |

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成29年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	8,721	8,813	91
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,271	2,267	△3
合計		10,992	11,080	87

3. 子会社・子法人等株式（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	5,897

（注） 子会社・子法人等株式は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価及び差額は記載しておりません。

4. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	7,161	4,043	3,117
	債券	207,103	206,980	122
	国債	193,553	193,511	41
	地方債	－	－	－
	社債	13,550	13,469	80
	その他	35,548	34,541	1,007
	小計	249,812	245,565	4,247
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,685	4,841	△155
	債券	64,998	65,260	△261
	国債	63,192	63,447	△255
	地方債	－	－	－
	社債	1,806	1,812	△6
	その他	79,565	80,992	△1,427
	小計	149,249	151,094	△1,845
合計		399,062	396,660	2,402

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	2,582
その他	157
合計	2,739

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	110	110	0

（売却の理由）私募債の買入消却

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	141	9	－
債券	868,785	1,496	3,814
国債	868,785	1,496	3,814
地方債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	18,984	2,640	51
合計	887,911	4,146	3,865

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、10百万円（うち、株式10百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	17,926	△70

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	9,319百万円
貸倒引当金	2,792
退職給付引当金	1,352
有価証券償却	965
その他有価証券評価差額金	562
固定資産の減損損失	343
減価償却費	324
賞与引当金	314
睡眠預金払戻損失引当金	205
資産除去債務	70
未払事業税	104
その他	435
繰延税金資産小計	16,790
評価性引当額	△11,142
繰延税金資産合計	5,648
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,077
退職給付信託設定益	△222
退職給付信託返還資産評価益	△768
その他	△14
繰延税金負債合計	△2,082
繰延税金資産の純額	3,565百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	390円13銭
1株当たりの当期純利益金額	22円33銭

(関連当事者との取引)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。
2. 子会社、子法人等及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (百万円)
子会社	みちのく信用保証株式会社	所有 直接100%	—	住宅ローン等の保証	(注)	—	—

(注) みちのく信用保証株式会社は、当行の住宅ローン等の保証を引受けており、平成29年3月末の保証残高は263,512百万円
であります。また、当行の同子会社に対する期中の保証料の支払額は11百万円であり、代位弁済額は377百万円であります。

3. 兄弟会社等
該当ありません。

4. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	榑 佳 弘	被所有 直接0.00%	当行元監査役	当行貸出及び支払 承諾の保証 (注2)	—	—	—
	鳥谷部 眞 実	被所有 直接0.00%	当行元監査役	当行貸出の保証 (注3)	—	—	—
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	マ ル ヨ 水 産 株 式 会 社 (注4)	被所有 直接0.19%	—	資金の貸出	△211	貸出金	483
				債務の保証	—	支払承諾	—
				利息の受取	0	未収収益	—
	株 式 会 社 ヤ マ ウ 鳥 谷 部 臨 港 倉 庫 (注5)	—	—	資金の貸出	△3	貸出金	169
				利息の受取	0	未収収益	0
	株 式 会 社 ヤ マ ウ 鳥 谷 部 商 店 (注5)	被所有 直接0.02%	—	資金の貸出	△5	貸出金	507
				利息の受取	1	未収収益	0

(注) 1. 榑佳弘及び鳥谷部眞実の両氏は、第44期定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任しております。従いまして、両氏に関する記載については第44期定時株主総会終結時における記載であります。

2. 当行は、元監査役 榑佳弘氏より第三者マルヨ水産株式会社に対する貸出金483百万円に対して債務保証を受けております。

3. 当行は、元監査役 鳥谷部眞実氏より第三者株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫に対する貸出金169百万円及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店に対する貸出金505百万円に対して債務保証を受けております。

4. マルヨ水産株式会社は、元監査役 榑佳弘氏及びその近親者が議決権の62.1%を保有しております。

5. 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店は、元監査役 鳥谷部眞実氏及びその近親者が議決権の100.0%を保有しております。

6. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

(重要な後発事象)

当行は、平成29年5月10日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の第45期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびにA種優先株主に係る種類株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日とされています。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上、50万円未満）を維持することを目的として、普通株式について10株を1株に併合し、また、あわせて、A種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株に併合する株式併合（以下あわせて「本株式併合」といいます。）を行います。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式およびA種優先株式

②併合の方法・比率

普通株式およびA種優先株式のいずれについても、平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）

普通株式 181,353,953株

A種優先株式 40,000,000株

株式併合により減少する株式数

普通株式 163,218,558株

A種優先株式 36,000,000株

株式併合後の発行済株式総数

普通株式 18,135,395株

A種優先株式 4,000,000株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、平成29年3月31日現在の株式併合前の発行済株式総数及び本株式併合の比率に基づき算出した理論値です。

④株式併合の影響

本株式併合により、普通株式およびA種優先株式の発行済株式総数はいずれも10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、各株式の1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、普通株式およびA種優先株式のいずれについても、株式の資産価額に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の場合、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当行の株主名簿に基づく株主構成は、次の通りです。

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	普通株式 25,444名 (100.0%)	普通株式 181,353,953株 (100.0%)
	A種優先株式 1名 (100.0%)	A種優先株式 40,000,000株 (100.0%)
10株未満所有株主	普通株式 470名 (1.8%)	普通株式 2,087株 (0.0%)
	A種優先株式 0名 (0.0%)	A種優先株式 0株 (0.0%)
10株以上所有株主	普通株式 24,974名 (98.1%)	普通株式 181,351,866株 (100.0%)
	A種優先株式 1名 (100.0%)	A種優先株式 40,000,000株 (100.0%)

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

60,000,000株

本株式併合の割合に合わせて、当行の発行可能株式総数を、現行の6億株から6千万株に減少いたします。

なお、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に、定款第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）の規定する発行可能株式総数が、現行の6億株から6千万株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成29年6月28日開催予定の第45期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびにA種優先株主に係る種類株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3.定款の一部変更」に関する議案が承認されることを条件といたします。

(7) 新株予約権付社債に係る転換価格の調整

当行が平成25年12月19日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に係る社債要項上、当行が株式の併合を行う場合、当行は、社債管理者と協議のうえ、必要な転換価格の調整を行うこととなりますが、当該調整後の転換価格は、現時点では確定しておりません。当該調整後の転換価格が確定次第、お知らせいたします。

(8) A種優先株式に係る取得価額および下限取得価額の調整

当行のA種優先株式に係る発行要項上、当行が株式の併合を行う場合、A種優先株式に係る取得価額および下限取得価額は、当該発行要項の定めに従って調整されることとなりますが、当該調整後の取得価額および下限取得価額は、現時点では確定しておりません。当該調整後の取得価額および下限取得価額が確定次第、お知らせいたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記1. (1) に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するとともに、A種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当行の普通株式およびA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件および変更予定日

平成29年6月28日開催予定の第45期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびにA種優先株主に係る種類株主総会において、上記「1.株式併合」に関する議案および下記「3.定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認されることを条件とし、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生するものいたします。なお、単元株式数の変更の効力発生に伴い、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることになります。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1.株式併合」に記載した本株式併合による普通株式およびA種優先株式の発行済株式総数の減少を勘案して当行定款第6条に規定される普通株式およびA種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するとともに、「2.単元株式数の変更」に記載のとおり、現行定款第8条に規定される当行の全ての種類の株式の単元株式数を100株に変更するものです。なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、効力発生の時をもって削除するものいたします。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第 2 章 株式 第 6 条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、<u>6 億株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>6 億株</u>、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>3 億株</u>とする。 第 8 条（単元株式数） 当銀行の全ての種類の単元株式数は、それぞれ <u>1,000 株</u>とする。 中略 <u>(新設)</u>	第 2 章 株式 第 6 条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、<u>6,000 万株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>6,000 万株</u>、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>3,000 万株</u>とする。 第 8 条（単元株式数） 当銀行の全ての種類の単元株式数は、それぞれ <u>100 株</u>とする。 中略 附則 第 1 条 <u>第 6 条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）および第 8 条（単元株式数）の変更は、平成29年10月 1 日をもって効力を生じるものとし、かかる効力発生の時をもって本附則を削除する。</u>

上記定款第 6 条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）の変更のうち、当行の発行可能株式総数の 6 億株から 6,000 万株への変更につきましては、会社法第 182 条第 2 項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に変更されたものとみなされます。

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 45 期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および上記（2）の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|--|----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 10 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日（予定） |
| (3) 普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日（予定） |
| (4) 本株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日（予定） |
| (5) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日（予定） |
| (6) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日（予定） |

第45期（平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月 31日まで）連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

みちのくリース株式会社

みちのく信用保証株式会社

みちのくカード株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年～8年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、平成22年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、平成23年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における平成22年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は2,562百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り必要と認められる額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 平成27年4月14日）に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。なお、当連結会計年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。

(15) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(17) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

追加情報

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

（取締役及び執行役員に対する株式給付信託（BBT）導入）

当行は、平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会決議に基づき、平成28年9月16日より、当行の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、従来のストック・オプション制度を廃止し、取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

当連結会計年度における本制度の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が、当行株式5,073千株を取得しております。信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,027百万円、及び5,073千株であります。

（退職給付信託の全部返還）

当行は、年金財政健全化のため退職給付信託を設定しておりましたが、年金資産が退職給付債務に対して積立超過の状況にあり、その状況が継続することが見込まれることから、退職給付信託の全てについて返還を受けました。

これに伴い、当連結会計年度において、退職給付信託返還益672百万円を特別利益に計上しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権額は953百万円、延滞債権額は20,565百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は830百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,349百万円であります。なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,387百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 31,578百万円

その他資産 31百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,835百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券9,358百万円及びその他の資産3,500百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金308百万円が含まれております。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、274,573百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が262,305

百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 19,259百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,473百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,992百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益2,650百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却1百万円、債権売却損9百万円を含んでおります。
3. 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額149百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額（百万円）
青森県内	営業用店舗・遊休資産等	土地・建物等	149

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	150,899	30,454	－	181,353	(注) 1
A種優先株式	40,000	－	－	40,000	
合計	190,899	30,454	－	221,353	
自己株式					
普通株式	7,898	5,114	6,603	6,409	(注) 2、3
A種優先株式	－	－	－	－	
合計	7,898	5,114	6,603	6,409	

(注) 1. 普通株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

公募増資による増加	30,440千株
新株予約権付社債の転換による増加	14千株

(注) 2. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する株式5,073千株が含まれておりま
す。

(注) 3. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

株式給付信託（BBT）の当行株式取得による増加	5,073千株
うち当行の自己株式処分の引き受けによる増加	2,039千株
うち取引市場での取得による増加	3,034千株
単元未満株式の買受による増加	41千株
普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。	
公募増資に伴う第三者割当による自己株式の処分による減少	4,560千株
株式給付信託（BBT）への第三者割当による自己株式の処分による減少	2,039千株
単元未満株式の買増による減少	4千株

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成28年 6月23日 定時株主総会	普通株式	286百万円	2.00円	平成28年 3月31日	平成28年 6月24日
	A種優先株式	123百万円	3.085円	平成28年 3月31日	平成28年 6月24日
平成28年 11月11日 取締役会	普通株式	290百万円	2.00円	平成28年 9月30日	平成28年12月9日
	A種優先株式	113百万円	2.835円	平成28年 9月30日	平成28年12月9日
合計		812百万円			

(注) 平成28年11月11日取締役会に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式（平成28年9月30日基準日：2,413千株）に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

① 普通株式

配当金の総額	360百万円
1株当たり配当額	2.00円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日
なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。	

② A種優先株式

配当金の総額	113百万円
1株当たり配当額	2.835円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日
なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。	

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスを提供しております。

当行では、預金業務及び貸出業務並びに有価証券投資業務等を営んでおり、市場環境の変動により時価の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。当行では、経営環境・経済環境の変化や期間ミスマッチ等から金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（以下「ALM」という。）を行っております。

また、このようなALMの一環として、デリバティブ取引も行っております。

なお、当行の連結子会社においては、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っている子会社や銀行業務を行っている子会社はございません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として地公体・法人向けの一般貸出金及び個人ローンであります。貸出金は、金利の変動リスクに晒されているとともに顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っており、トレーディング、純投資、政策投資の目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、市場の混乱など一定の環境の下で取引が困難になり損失を被る流動性リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は主として国内の法人及び個人からの預金であります。預金は金利変動リスク（市場リスク）に晒されております。

社債及び借入金、コールマネーについては、金利・市場価格の変動リスク（市場リスク）に晒されているほか、当行の信用状況が悪化した場合には、必要な資金が確保できない、または、資金の確保に当たって著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

有価証券等のリスクコントロール及び外貨資産・負債に係る為替の変動リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引については、金利・為替・市場価格の変動リスク（市場リスク）及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

「融資の基本理念（クレジット・ポリシー）」及び「信用リスク管理規程」に従い、年度毎に「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理プログラム」を策定し、信用リスク管理の高度化を図るとともに、「クレジットポートフォリオ管理方針」にて投融资限度額を定め、これを超過または超過することが見込まれる場合には、取引方針を策定し、取締役会へ報告するなど、厳格に運用しております。加えて、大口与信先の管理態勢としては、「信用リスク管理規程」、「融資権限規程」、「企業審査手続」に従い、貸出金額が一定以上の個社またはグループ先を抽出し、大口与信先の期中業況のチェックを含めた信用格付の見直しを行っているほか、年1回、個社またはグループ先別に今後の取引方針を策定し、取締役会へ報告する態勢を構築しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部・融資部により行われ、定期的に取締役会へ報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部が監査しております。

デリバティブ取引等のカウンターパーティーリスクに関しては、与信企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理（金利・為替・市場価格の変動リスク）

市場リスクを管理するにあたっては、「市場リスク管理規程」に則り、バリュー・アット・リスク（以下「V a R」という。）及び評価損益増減・実現損益等の指標を用いて管理しており、連結会計年度毎に「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理プログラム」を策定し、市場リスク管理の高度化に継続して取り組むなど、牽制機能を発揮できる管理体制を構築しております。具体的には、市場取引（デリバティブ取引を含む）に関する組織を、取引を執行する部署（フロントオフィス）及び勘定処理や取引の照合等を行う部署（バックオフィス）を市場金融部に、市場取引に関する組織から独立したモニタリング・リスク管理部（ミドルオフィス）を経営管理部として相互牽制する体制としております。

経営管理部では、半期毎にリスクリミット・損失限度枠等とこれらに対するアラームポイントを設定し、日次でモニタリングを行っており、定期的にリスク量の状況について取締役会へ報告しております。

また、有価証券投資については、「市場ポートフォリオ基本規程」等に基づき、四半期毎に投資方針の策定を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」であります。当行グループではこれらの金融資産及び金融負債についてV a Rを算定するに当たって、分散・共分散法（保有期間：10日～6ヶ月、信頼区間：99%、観測期間：1年）を採用しており、リスク特性を十分に勘案し算定しております。

当連結会計年度末における当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で18,689百万円となっております。

当行グループでは、モデルが算定するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、テスト結果に応じ、使用計測モデルを補強する仕組みを構築しております。ただし、V a Rは過去の市場変動をベースに一定の発生確率のもと統計的に算出した市場リスク量を表しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」及び「資金繰り管理規程」等に則り、当行全体の資金管理、円滑な資金繰り遂行、市場環境の監視等を行い、流動性リスクの顕在化の未然防止に努めております。

また、日次でモニタリングを行い、定期的に取締役会へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	131,269	131,269	—
(2) コールローン及び買入手形	—	—	—
(3) 買入金銭債権(※1)	2,568	2,568	—
(4) 商品有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
(5) 金銭の信託	17,926	17,926	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	10,992	11,080	87
その他有価証券	399,066	399,066	—
(7) 貸出金	1,468,859		
貸倒引当金(※1)	△13,552		
	1,455,306	1,479,876	24,569
資産計	2,017,130	2,041,787	24,657
(1) 預金	1,913,946	1,914,009	62
(2) 譲渡性預金	42,501	42,506	4
(3) 社債	—	—	—
(4) 新株予約権付社債	6,996	6,989	△6
負債計	1,963,444	1,963,505	60
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(192)	(192)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(192)	(192)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注) 連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。また、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債及び(4) 新株予約権付社債

当行の発行する社債及び新株予約権付社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、通貨関連取引（為替予約）、債券関連取引（債券先物）であり、割引現在価値により算出した価額、取引所の価格によっております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（6）その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
① 非上場株式（※1）（※2）	2,583
② 組合出資金（※3）	166
合計	2,749

（※1） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※2） 当連結会計年度における、非上場株式の減損処理額は10百万円であります。

（※3） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	106,908	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
有価証券（※1）	13,359	44,125	218,083	11,323	70,632
満期保有目的の債券	1,191	4,467	4,494	840	—
うち国債	—	—	—	—	—
社債	1,191	4,467	4,494	840	—
その他有価証券のうち満期があるもの	12,168	39,658	213,589	10,482	70,632
うち国債	—	—	200,000	—	50,000
地方債	—	—	—	—	—
社債	5,531	7,188	157	—	2,408
その他	6,637	32,470	13,431	10,482	18,224
貸出金（※2）	198,508	129,387	188,549	131,692	752,036
合計	318,776	173,513	406,632	143,015	822,668

（※1） 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。

（※2） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない21,108百万円、期間の定めのないもの47,576百万円は含めておりません。

(注4) 社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金（※1）	1,855,545	52,057	6,343	0	—
譲渡性預金	35,499	7,002	—	—	—
借入金（※2）	300	600	125	—	—
新株予約権付社債	—	6,996	—	—	—
合計	1,891,344	66,655	6,468	0	—

(※1) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含まれております。

(※2) 借入金のうち、期間の定めのないもの1,000百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成29年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券（平成29年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	8,721	8,813	91
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	2,271	2,267	△3
合計		10,992	11,080	87

3. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	7,164	4,045	3,118
	債券	207,103	206,980	122
	国債	193,553	193,511	41
	地方債	—	—	—
	社債	13,550	13,469	80
	その他	35,548	34,541	1,007
	小計	249,816	245,567	4,248
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,685	4,841	△155
	債券	64,998	65,260	△261
	国債	63,192	63,447	△255
	地方債	—	—	—
	社債	1,806	1,812	△6
	その他	79,565	80,992	△1,427
	小計	149,249	151,094	△1,845
合計		399,066	396,662	2,403

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	110	110	0

（売却の理由）私募債の買入消却

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	141	9	—
債券	868,785	1,496	3,814
国債	868,785	1,496	3,814
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	18,984	2,640	51
合計	887,911	4,146	3,865

6. 保有目的を変更した有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、10百万円（うち、株式10百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成29年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	17,926	△70

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	407円55銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	23円98銭

（ストック・オプション等関係）

ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 19百万円

なお当行は、追加情報に記載のとおり平成28年9月16日よりストック・オプション制度を廃止し、株式給付信託（BBT）を導入しております。

（重要な後発事象）

当行は、平成29年5月10日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の第45期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびにA種優先株主に係る種類株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

1. 株式併合

（1）株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日とされています。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上、50万円未満）を維持することを目的として、普通株式について10株を1株に併合し、また、あわせて、A種優先株式につ

いてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株に併合する株式併合（以下あわせて「本株式併合」といいます。）を行います。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式およびA種優先株式

② 併合の方法・比率

普通株式およびA種優先株式のいずれについても、平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）

普通株式 181,353,953株

A種優先株式 40,000,000株

株式併合により減少する株式数

普通株式 163,218,558株

A種優先株式 36,000,000株

株式併合後の発行済株式総数

普通株式 18,135,395株

A種優先株式 4,000,000株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、平成29年3月31日現在の株式併合前の発行済株式総数及び本株式併合の比率に基づき算出した理論値です。

④ 株式併合の影響

本株式併合により、普通株式およびA種優先株式の発行済株式総数はいずれも10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、各株式の1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、普通株式およびA種優先株式のいずれについても、株式の資産価額に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の場合、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当行の株主名簿に基づく株主構成は、次の通りです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	普通株式 25,444名（100.0%） A種優先株式 1名（100.0%）	普通株式 181,353,953株（100.0%） A種優先株式 40,000,000株（100.0%）
10株未満所有株主	普通株式 470名（ 1.8%） A種優先株式 0名（ 0.0%）	普通株式 2,087株（ 0.0%） A種優先株式 0株（ 0.0%）
10株以上所有株主	普通株式 24,974名（ 98.1%） A種優先株式 1名（100.0%）	普通株式 181,351,866株（100.0%） A種優先株式 40,000,000株（100.0%）

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

60,000,000株

本株式併合の割合に合わせて、当行の発行可能株式総数を、現行の6億株から6千万株に減少いたします。

なお、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に、定款第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）の規定する発行可能株式総数が、現行の6億株から6千万株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成29年6月28日開催予定の第45期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびにA種優先株主に係る種類株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3.定款の一部変更」に関する議案が承認されることを条件といたします。

(7) 新株予約権付社債に係る転換価格の調整

当行が平成25年12月19日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に係る社債要項上、当行が株式の併合を行う場合、当行は、社債管理者と協議のうえ、必要な転換価格の調整を行うこととなりますが、当該調整後の転換価格は、現時点では確定していません。当該調整後の転換価格が確定次第、お知らせいたします。

(8) A種優先株式に係る取得価額および下限取得価額の調整

当行のA種優先株式に係る発行要項上、当行が株式の併合を行う場合、A種優先株式に係る取得価額および下限取得価額は、当該発行要項の定めに従って調整されることとなりますが、当該調整後の取得価額および下限取得価額は、現時点では確定していません。当該調整後の取得価額および下限取得価額が確定次第、お知らせいたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記1. (1) に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するとともに、A種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当行の普通株式およびA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件および変更予定日

平成29年6月28日開催予定の第45期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびにA種優先株主に係る種類株主総会において、上記「1.株式併合」に関する議案および下記「3.定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認されることを条件とし、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生するものといたします。なお、単元株式数の変更の効力発生に伴い、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1.株式併合」に記載した本株式併合による普通株式およびA種優先株式の発行済株式総数の減少を勘案して当行定款第6条に規定される普通株式およびA種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するとともに、「2.単元株式数の変更」に記載のとおり、現行定款第8条に規定される当行の全ての種類の株式の単元株式数を100株に変更するものです。なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、効力発生の時をもって削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第2章 株式 第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、<u>6億株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>6億株</u>、A種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>3億株</u>とする。 第8条（単元株式数） 当銀行の全ての種類の単元株式数は、それぞれ<u>1,000株</u>とする。 中略 <u>(新設)</u>	第2章 株式 第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、<u>6,000万株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>6,000万株</u>、A種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>3,000万株</u>とする。 第8条（単元株式数） 当銀行の全ての種類の単元株式数は、それぞれ<u>100株</u>とする。 中略 附則 第1条 <u>第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）および第8条（単元株式数）の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、かかる効力発生の時をもって本附則を削除する。</u>

上記定款第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）の変更のうち、当行の発行可能株式総数の6億株から6,000万株への変更につきましては、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に変更されたものとみなされます。

(3) 定款の一部変更の条件

平成29年6月28日開催予定の第45期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびにA種優先株主に係る種類株主総会において、上記「1.株式併合」に関する議案および上記（2）の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|--|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年5月10日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成29年6月28日（予定） |
| (3) 普通株主に係る種類株主総会、ならびにA種優先株主に係る種類株主総会決議日 | 平成29年6月28日（予定） |
| (4) 本株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日（予定） |
| (5) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成29年10月1日（予定） |
| (6) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成29年10月1日（予定） |